

講じておることは御承知の通りだと思
います。相当租税の犠牲においてとい
いますか、それだけほかの人の租税
が、全面的にならば負担が軽減され
る分があるわけですね。それが資本蓄積
のために軽減されて行くというところ
に、それによる租税の減収が相当ある
わけですね、それは結局大きく考えれば、
一般納税者がこれを負担しているわけ
で、こういうことは私は言ひ得るわけ
ではないかと思ひます。従つて片方でそ
れだけ租税の面におきまして資本蓄積
に努力している限りにおきましては、
やはり会社の方にしまして、変な鑑
費はしないというような考え方があつ
ていいじゃないか。これはいい悪いと
いう問題ではなくて、租税の面からし
て、やはりそうした場合には、おきまし
て、これを一応防止する意味の何か措
置があつていいのじゃないか。こうい
うのが今度の交際費についてある程度
の措置を講じようというところで、審付
金の問題などについて、一応現在そう
いう措置ができておりますが、それも
ねらいはかならずいふ議論はさ
れませんが、なか／＼取上げられな
つたというところに、問題の困難性
があるように思つております。お話を
うに利益と資本、これではなか／＼基
準になりかねるよう思つております
ので、何と申しても取引高のよう
なものと、割合に一つの基準になり
得るのではないか。従ひまして、あ
おせ
を一つの基準にして、あるいは資本、

利益というものを一つの基準にして、
どちらか一つといったような考え方が
あつていいのじゃないか。そういう線
に沿ひまして、現在資料を収集してい
る次第であります。

○大泉委員 簡単にもう一点伺いま
す。これは政務次官がおいでですが
ら、政務次官にお伺ひいたします。こ
れはどうも税制の方面からばかりでは
なか／＼改善できないと思ひますので
が、そこで商法までも改正しなければ
ならないのではないかと思ひます。す
たえば今の株式がきつめて零細化し
てしまつて、少し大きな会社にな
と、株主の数が何万とある。それで株
主總會を開くにしても何百万円の招集
費がかかるというようなことであつ
て、その金は会社の経費で出なければ
も、株主の方から、株主の横の連絡を
もつて会社経営に対する意見を具申す
るといふようなことは、なか／＼容易
にできない。いわゆる株主がほとんど
に零細化した結果が、あまり利害関係
が少なくなつてしまつて、株主の方でし
まうた、こういう傾向になつておりま
す。そこでやはり株主を一定限度、た
とえば十株なら十株を単位とし
て、代表制度をこしらへるとかいうよ
うないわゆる一つの組織立つたもの
にして、株主の意思を反映せしめると
いふような方法をとらなければ、これは
できないと思ひますのであります。私
はこの商法改正ということが年々の主
張でありますけれども、もし政務次官
において、そうしたことについてお考
えがあられるか、私はそこまで検討す
る必要があるのではないか、かように

思ひます。政務次官の御意
見をひとつ承りたい。

○愛知政府委員 ただいまの御説は私
ももつともと思ひます。ただ商法の改
正については、私どもとしてもまだ十
分議論を練つたこともございませんし、
個人的に詳細に研究をいたしたことも
まだございませんので、はつきりした
意見を申し上げることはできないので
ございますが、ただ株式の民主化と申
しますか、あるいは大衆化というよう
なことがあまりにも行き過ぎてしまつ
て、最近証券界あるいは会社の経営等
について、いろいろおもしろからぬ動
向がうかがわれるというようなことも
あります。これは関係各省の間
におきましてあるいは法律の改正を考
へ、あるいはまたそれに至るまでの間
に適當と考へられる措置が、実行可能
なものをごさいますれば、そういうふ
うな点に研究を進めたいというふう
に考へてゐるわけでございます。

なにお先ほどの税法の改正についての
機密費等の問題でございますが、これ
は主務局長から申し上げました通り、
十分政府側におきましても成案を練
り、かつこまかい規定につきまして、第一
線の税務官吏が感情的に、あるいは権
力を背景にして不要な摩擦を生ずるこ
とがないように、十分監視いたしたい
と考へておりますことを、つけ加えて
申し上げておきます。

○大泉委員 今の交際費の問題につ
いてはやめておきます。

次に、中産階級の所得税が、今度の
税改正においてはあまり恩典に浴して
いないので、この点について重ねて伺
いたいと思ひます。十二万円以上の中

産所得者に対しては、現在のように俸
給、給与が相当上つてゐるときに、や
はり基準の額においても、それ／＼や
はり上へ上せて行かなければならな
いと思ひます。現在のままにしておい
て、ただ下の方だけ控除額をふやす、あるいは
は税額を下の方だけ切下げただけで
は、私は一般の人が、特に中産階級の
人が恩典に浴さないと思ひます。むしろ今
日の物価等から、あるいは俸給の値上
り等からいつて負担がかへつて重くな
つたという結果になつておるので、こ
れをもう二段階ほどそれに繰り込むよ
うなことが適切でなからうか、こう思
うのであります。この間の公述人の話
を聞いてみると、生きて行くための生
活費というものは日本は非常に多い。
こういう観点からいふならば、やは
り二十万円から五、六十万円程度の中
産階級の人に対して、税率を引下げ
て行かなければならぬのではない
か、かように思ひます。われ
われ委員としては相當な考えもありま
すけれども、これに対する政府の考
え、満足ではなからうけれども、こ
こで承つておきたい、かように思ひ
ます。愛知政務次官のお考えをおつしや
つていただきたいと思います。

○愛知政府委員 ただいまのお説、私
はまことにこもつともだと思ひます。私
はまずことにこもつともだと思ひます。歳入
予算の説明の資料の三十四ページに
もございしますように、たとえば夫婦
と子供三人という大體標準的な家庭を
とつてみますと、月額にいたしまし
て、給与所得の場合、五万円のところ
で、軽減の割合が一割四分八厘になつ
ております。それから夫婦と子供四人
の場合には、さらに軽減の率が一割五

分五厘ということになつております。
ので、先般も御議論がございしましたが、
もし基礎の給与所得額の五万円という
ことが変動ない限りにおいては、現行
の税法に比べて、月額五万円とい
うのはいわゆる中産の上でも申しま
すか、そういう給与所得の場合におい
ては、やはり相當の負担の軽減になる
といふふうに私も考へるのであります
が、根本的には先般の公述人の意見に
もたくさん出ておりましたが、單純に
負担の率を現在アメリカやイギリスの
それと比べて、日本の税の負担が輕
いといふふうには私ども考へておらぬ
のでございまして、あのときの公述に
もございまして、たとへば食費だ
けをとつたエンゲル係数から申しま
しても、英米等とは比較にならず、日
本の方が生活が困難でございします
ので、税率の負担だけでは比較になり
ません。そこで二十八年度の予算が施行
せられる期間においては、私は世界的
な景気の調整段階に入つたといふこと
は、どちらかといえば、大體不景氣に
なるおそれがあるのではなからうかと
思ひます。従つて三十八年度中にはい
わゆるベース・アップというようなこと
は考へられないのではないかと。従つて基
礎になる賃金に變動がなく、一方にお
いて税の負担が、今申しましたように
一割五分程度減るといふことは、實質
的にこれらの階層の方々の負担は確
かに軽減されるものである、こういうこ
とを歳入全体あるいは予算の編成の点
から申しまして、歳入欠陥を生じない
限りにおいて歳入をとらなければなら
ないが、同時にその内容の負担とい
うものは、段階的に可能なる限度から引

下げて参りたいというふうに考えておるのでございます。

なお二十九年度以降については、問題は所得税だけにとどまりませんで、むしろ国税、地方税を通ずるところの負担の軽減、あるいはその合理化というようなことをはかつて参りたいのでございまして、地方税の問題につきましまして、この一年間鋭意改革に、良案をつくり出すことに努力をいたしまして、これらを総合してさらに負担の軽減をはかるようにいたしたいと考えておるわけでありませう。

○浅香委員長代理 次に、昨二十日本委員会に付託に相なりました解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案及び設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたしまして、まず政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知大蔵政務次官。

解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案
解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案
解散団体財産収入金特別会計法（昭和二十五年法律第六十六号）は、廃止する。

附則

- 1 この法律は、昭和二十八年四月一日から施行する。
- 2 解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年分及び昭和二十七年の決算に關しては、なお従前の例による。
- 3 この法律施行の際解散団体財産収入金特別会計に關する資産（現

金及び昭和二十七年分の入金に係る権利を除く。）及び負債（昭和二十七年分中に支払義務の生じた支出金でこの法律施行前に支出済とならなかつたものに係る負債を除く。）は、この法律施行の際、一般会計に帰属するものとする。

- 4 前項の規定により一般会計に帰属するものの外、解散団体財産収入金特別会計の昭和二十七年分の出納の完結の際、同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。
- 5 自作農創設特別措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を削る。

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案
設備輸出為替損失補償法（昭和二十七年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する」を削る。
第三条第一項中「設備輸出が重要物資の輸入市場を、国際収支上有利な地域に開拓し、又は国際収支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合その他政令で定めるこれに準ずる場合においては、」を削り、同条第三項中「五年」を「七年」に、「百億円」を「二百億円」に改める。

第九條第一項及び第二項中「五年」を「七年」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○愛知政府委員 ただいま議題となりました解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案及び設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案について、提案の理由を御説明申し上げます。

まず解散団体財産収入金特別会計法を廃止する法律案について申し上げます。解散団体財産収入金特別会計は、旧解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令第三条の規定により国庫に帰属した財産に関する収入金の経理を明確にするため、昭和二十五年に設けられたものであります。昨年七月団体等規正令が廃止されましたので、今後は解散団体の指定も国庫に帰属する財産も生じないこととなり、現在の解散団体の財産の管理及び処分の状況にかんがみまして、この特別会計を存置して一般会計と区分経理をする必要はないものと認められるに至つたのであります。

以上の理由によりまして、昭和二十七年限り解散団体財産収入金特別会計を廃止し、この会計に属する資産及び負債は、一般会計に引継ぎ、その後といたしたいのであります。

なお、資産及び負債の引継ぎの時期は、現金並びに昭和二十七年分の入金及び未払金につきましては、この会計の昭和二十七年の出納完結の日とし、その他の財産につきましては、この法律施行の際にいたしたいのであります。

次に設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につきまして提案の理由を御説明いたします。

設備輸出為替損失補償法は、設備を本邦から輸出する者が外国為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制度を確立することにより、本邦経済の維持及び発展に寄与する重要物資の輸入の確保に貢献する設備輸出の促進をはかることを目的としたものであります。が、最近における我が国の輸出貿易の实情にかんがみまして、設備輸出を中心とする輸出の振興は、一段とその重要性を加えていくと認められますので、今回設備輸出為替損失補償法の一部を改正し、政府が設備輸出者に対して締結する為替損失補償契約の適用範囲を拡張することとしたものであります。

次に改正の要点を申し上げます。まず第一に、政府が設備輸出者に対して為替損失補償契約を締結することができず対象は、現行法では、重要物資の輸入市場を国際収支上有利な地域に開拓し、または国際収支上より有利な地域へ転換することに役立つと認められる場合等に限定してありますが、これをすべての設備輸出に拡張したこととあります。

第二に、最近の設備輸出の实情を見ますと、契約時から代金の回収時まで期間がきつて長期にわたるものが多く、また日本輸出銀行の設備輸出に正により日本輸出銀行の設備輸出に対する融資期限が延長されるので、これに合せるため政府が締結できる補償

契約の期間の限度を現在の五年から七年に延長することといたしました。

第三に、補償契約締結の対象の拡張により、補償契約締結額の増大が予想されますので、政府が締結する補償契約の締結額の限度を現在の百億円から二百億円に引上げることといたしました。

以上がこの法律案の提案の理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○浅香委員長代理 所得税法の一部を改正する法律案外七税法改正案を一括議題として質疑を続行いたします。川野芳満君。

○川野委員 密造対策の一環として、二十度しようちゅうをおつくりになりましたことはまことに機宜を得た処置と考えるわけでありませう。しかしいろいろな事情でこの二十度しようちゅうの石数を御制限になるというようなお話を承つておるものであります。が、どのくらい二十度しようちゅうをお出しになる見込みでありますか、この点を伺つてみたいと思ひます。

○渡辺（喜）政府委員 二十度しようちゅうをどういうふうにとつて行くかというところにつきましては、本来の二十五度物のしようちゅうとの関係でいろいろ慎重を期さなければならぬと思つておりますが、さしあたりまして考えておりますのは、二十万石程度でございます。それでその後の状況を見まして、適当にまた考え直して行く点もあらうかと考えております。

○川野委員 今の事情から二十度しようちゅうの御制限をされるということについて、あえて私も異議をさしはさ

まないものであります。しかしこの乙種類、すなわち旧式しようにちゆうと通称申しておりますが、この地方は大体清酒にかつて旧式しようにちゆうといふものが生れたわけでございます。実地に行つていただくわけでございます。現在の二十五度しようにちゆうにいたしまして薄く見ておりました、そうしてかんをして飲んでおるといふ実情であります。従つて戦争前におきまして、こういう地方はかつて二十二度しようにちゆうと申して、二十二度のしようにちゆうを特別地帯として認めになりました事例があるわけなのであります。そこでこういうような地方におきましても、ほかの方面同様に御制限になるといふことは、実は実態に沿わないものと私考するわけでありまして、こういう地方におきましては、やはり石数制限をおやりになるお考えでありますか、この点伺つてみたいと思ひます。

○渡辺(喜)政府委員 二十度しようにちゆうがどんなふうになつて行くかといふことについては、今川野委員のおつしやいまして、地域的ないろいろな特殊性はあらうと思つておりますが、それではどの程度、どんなふうな特殊性を持つのかという点について、一応われ／＼抽象的にはある程度わかるつもりでございますが、具体的にどうもまだはつきりしない面がございます。従ひましてとりあえずの措置といたしましては、大体地域的な差別は別にして、とにかく一応出すことにして行つたらどうか。その場合においてある地域については歓迎されないうち、ある地域については非常に歓迎されないうち、ある地域はつきりして参りますと、そのいわゆる地域差というものを出せることが自然にうまく調節できて行くのじやないか。出発の当初におきまして、今川野委員のおつしやつたようなことがある程度われ／＼としても推測されないではないのですけれども、どうもまだそれを全国的に業者の方に、全部納得させるまでにはつきりした案として言い得るかどうかという点に多少自信がございません。で、とりあえずといたしましては、全国的に一定の割合で出して参りまして、そうしておのづからそこに地域的に、今おつしやつたようにかんをして飲むような地域、冷やのままで飲むような地域、冷やのままで飲みますと、二十度しようにちゆうといふのは、たとえば旧式しようにちゆうとか、かすとりとかを少し入れない、どうも薄過ぎるというふうないろいろ問題があると思ひます。そうなりますと、地域によつておのづからしようにちゆうを飲むときの慣習も違ひますから、そこである地域では二十度しようにちゆうが非常に歓迎される、ある地域ではあまり歓迎されない、こういう事実がおのづから数字の上に出て来るのではないかと。そうすればわれ／＼の方といたしまして、それを基礎にして相当の地域差の加味もできて行くのではないかと。現状においてすでに抽象的に地域差をつけるというところになりますと、業者の方としてはまだほんとうの意味の数字が基礎として出ませんから、なか／＼納得していただくのに困難もあるかと思ひます。このような考え方からいたしまして、とりあえずの出発点といたしまして、一応地域差を抜きにしまして、一

定の割合で出して行く。そうして少くともまずこの六月くらいまでを一期に見まして、その一期の間でまず売り出して、そこにおのづから一つの実績が出て参りますから、そうしたら今度はもう一ぺん地域差をつけるということが必要かどうかという点についての検討をして参る、かようにして参りたいと考えております。

○川野委員 模様を見てその先で考える、それで待つてございしますが、実は今の見通しといたしまして、旧式しようにちゆう地帯は二十度のしようにちゆうがある程度売れるものと予想されておるわけでありまして、ことに御承知のように、全国一の密造地帯もございします関係上、もし売れるというところになりますならば、そういう地帯には特に御配慮を願わなければならぬと思つておるわけでありまして、しかし承るところによりまして、製造石数に比例して二十度しようにちゆうを出させる、こういうような話も承るのでございますが、これもしかし一つの案であらうかと存じますが、ただいま申しましたように、旧式地帯はある程度過去の実績によりまして、あるいはまた現在薄いしようにちゆうをわかつて飲んでおります実情から申しまして、ある程度売れるものと考へます。そこでこういう場合には、その地方からいろいろと申請をいたしますと、特にこの許可を与えていただく期間が非常に長いのであります。そこでそういう地帯におきましては、あらかじめ御配慮を今からも願つておきまして、そういう地帯がわかつたならば次の処置をとる、こういうふうにしていただきたいと思います。であります。

○渡辺(喜)政府委員 旧式しようにちゆうにつきましては、新式しようにちゆうと事情の違ひ点もわれ／＼はよくわかつております。旧式しようにちゆうの方は新式しようにちゆうに比べますと、二十度になりまして飲んだ場合にこれは薄くておかし、飲めないといふたようなこともないわけでございます。かような意味からしまして、新式しようにちゆうと旧式しようにちゆうとをあまり機械的に、一律に見るのはどうかというお考えにつきましては、われわれの方といたしまして十分検討してみたいと考えております。

○浅香委員代理 暫時休憩いたします。

午前十一時三十一分休憩

午後三時五十六分開議

○農林委員 休憩前に引続き會議を開きます。

酒税法案及び酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律案の両案を一括議題として質疑を続行いたします。川野芳満君。

○川野委員 私はこの際合成酒の定義という問題について、少しくお尋ねを申し上げたいと存じます。法案の第三条におきまして、清酒の定義がしたためられておりますが、特にその中に、「その原料中、当該政令で定める物品の重量の合計が米(こうじ米を含む)の重量をこえないものに限る」というふうな、清酒の定義に至りましてはつきりと書かれておるのでございします。かかる合成酒の定義の面においては、ぼやけておる点が多いのであります。そこで私は、本来でありますならば、合成酒の定義の中に、清酒

の定義のようにはつきりさしていただきたい、こういうふうにも考へておるわけでございますが、現行の政令におきまして、合成酒の米量も示されております。すなわち合成酒は、百分の五以内の米を含む、こういうふうなことは、政令等においてやはりはつきり百分の五以内、こういうふうにお定めになる御意思でありますか、この点伺つておきたいと存じます。

○渡辺(喜)政府委員 今の御質問の点につきましては、しごくごつともなことでございまして、われ／＼の方といたしまして、現在政令で規定しておりますと同じように、新しい改正法の政令によりまして、合成酒に使用す米の量を五％以内ということにはつきり制限する規定をつくるつもりであります。

○川野委員 清酒並びに合成酒の問題は、二、三年來非常な問題をかもしましたことは御承知の通りであります。そこでそういう意味合いにおきまして、定義をはつきりさせるということには最も必要であると思へるのでございしますが、ただいま局長の答弁を聞きまして非常に満足でございます。

次にもう一つお尋ね申し上げたいと存じます。午前中にも私御質問申し上げたのでございしますが、配給酒の問題であります。配給酒は、昨年は十七万六千石、こういうことでございします。が、今年のはたしか十五万石くらいであるという答弁をされたものと私は考へます。そこで今度は午前中の質問において、二十度のしようにちゆうが二十万石、こういう御答弁を承つたのでございしますが、二十度のしようにちゆうを二

十萬石もお出しになるということになりますと、配給酒というものはほとんど数字がなくなるのではなからうか、というふうにも私心配いたすわけでございます。そこで配給酒の問題は、いろいろと当委員会におきましても問題になつたのでございしますが、昨年は十七万六千石ということになつております。以上は、少くとも昨年よりは多量の配給酒をわれわれは希望いたす次第でございますが、この点について局長の御意見を承つておきたいと存じます。

○渡辺(喜)政府委員 二十度しうちやうの問題と配給酒の問題とは、われわれは量としては別に考へております。配給酒と二十度しうちやうの問題とは全然別に考へております。それから今川野委員のお話の点は、政府といたしましても御意見を十分考へまして、善処したいと申し上げておきたいと思ひます。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

の間に「を」を当分の間に改め、同項を附則第二十七項とし、附則第二十三項の次に次の三項を加へる。

24 指定販売業者が第二十項及び第二十一項の規定により納付すべき酒税に係る酒類の配給酒を受けた場合には、酒税署長は、酒類の配給酒の配給を受けることができる。

25 この法律の規定の適用については、前項の規定により免許を取り消された場合には、新法第十四条第二号の規定により免許を取り消されたものとみなす。

26 この法律施行の日から昭和二十九年二月二十八日まで、酒類製造業者が製造する酒類のうち、アルコール分が六度未満のものに對する酒税の税率は、新法第二十二條の規定にかかわらず、一石につき一万一千二百五十円とする。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

○酒税法案 たいだいま議題となつております酒税法案につきましては、すでに質疑も尽されたと思ひますので、この際質疑を打ちられんことを望みます。○奥村委員 たいだいまの酒税法案の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。

は、酒類の製造及び販売業者が、国税もしくは地方税の滞納処分を受けた場合には、それ、免許を強制的に取消されることとなつておるのであります。酒類関係の免許取消の原因として、滞納処分を受けた場合には、その滞納の額を現行以上に拡張する必要があるにかりでなく、かえつてこれによつて種々の弊害を生ずるおそれさえありますので、これを修正いたしまして、酒税の滞納処分を受けた場合に限定したものとすることを希望いたします。

修正の第二点は、原案におきましては、指定販売業者の割当は向う一年間存置することとしたしてあるのでありますが、業界における金融面その他の障害を円満に解決するためには、さらに一年ぐらいの猶予期間を置く必要があると思ひますので、この期間を昭和三十年三月二十八日まで延長しようとするものであります。

修正の第三点は、配給酒の制度についてでありまして、原案におきましては、向う一年間を限つて存置しようとしていたものであります。生産奨励並びに密造対策上の見地より、いましばらくこの制度を存続するのが適當であつて、むしろわれわれは政府の今年度配給酒の計画十五万石でははなはだ不十分であると考えておるのであります。今後農村方面には特に配給酒を増加いたすことを政府に要望するものであります。

修正の第四点は、雑酒、二級に属するもののうち、国内産であるかんしよを主原料とする特定のもののにつきましては、その特異性にかんがみ、かつはまだ当分試験生産の域を脱しない状態にありまうので、予定の税率では無理かと存ぜられますので、向う一年を限り、原案に規定されている税率よりもさらに一割程度引下げようとするものであります。

以上修正案の概要であります。何とぞ御賛成あらんことを希望いたします。○奥村委員 修正案の趣旨弁明は終了しました。これより原案及び修正案を一括議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。川野芳満君。

○川野委員 私は自由党を代表いたしまして、たいだいま提案されております酒税法案について、修正案並びに修正部分を除いた原案に賛成の意見を表明せんとするものであります。今閣政府は、財政多難の折にかかわらず酒税引下げの法案を国会に提案されましたことにつきましては、多大の敬意を表する次第でございます。現在の酒は約四百数十倍実値は値上げになつてゐるわけでありまして、他の物価は三倍、これを比較いたしますと、酒がいかに値上げになつておつたかといふことは証立されてゐるわけでありまして、酒税の引下げを主張する次第でございます。しかし、まだ、他の物価に比較いたしますと酒は高いと考へますので、機会が参りましたならば、さらに酒税の引下げをされるよう私は希望する次第であります。しかし、今回の値下げの半面には、密造酒を正規のルートに五十萬石でしたか、入れるという計画になつてゐる点から考へますと、密造取締りという問題は今回の値下げと不可分の問

題であるかと考えます。この問題については、当委員会において相当問題になったのでございしますが、当局におきましては、密造の絶滅という点に向つてさらに御努力を賜わらんことを切望する次第でございします。

さらに特配酒の問題でございします。この特配酒の制度もまたことに妙味のある制度であると考えます。ことに、食糧増産に挺身いたしております農民の方々に特配酒を配給するといふことは、食糧増産意欲を増進するものとも考えますがゆえに、この特配酒は、どうか昨年以上にさらに増配されんことを切に希望する次第であります。

さらに、今回値下げになりますと、高く仕入れました品の税のもし税の問題が起つて参るわけでございします。が、昨年値下げになりましたときには、現物を酒造家の手元まで持ち込んだという実情でございした。が、かくいたしましては、運搬その他点につきまして非常な手数並びに費用もかかることとございします。で、どうかひとつ、現物は動かさずして税の払いもどしの方法をぜひ実施していただきたいと存する次第であります。

さらに、審議会が今度できることになつてゐるようございしますが、この審議会の委員につきましては、できるだけ民間人を多数御採用くださるよう切に懇願する次第であります。

以上はなほ簡単でございしますが、数点を申し述べまして賛成の意を表する次第でございします。

○奥村委員長 内藤友明君。

○内藤(友)委員 ただいま議題になつております酒税法案に對しまして、

改進黨を代表いたしました。ただいま淺香委員から述べられました修正案並びにその修正部分を除きます原案に對して賛成の意を表したいと思ふのであります。

実は酒税の引下げの問題であります。これは実は、時間がなかつたので十分な討議ができなかつたのは残念であります。が、直接税と間接税といふものをこの日本の國の財政状態におきましてどの割合にするかといふことは、もう少しこの委員会でも掘り下げて研究されなければならなかつた問題ではなかつたかと思ふのであります。が、実はそのための時間がなかつたのは残念に思ふのであります。しかし、政府は、三月の一日からこの改正法律案を施行したいと申されますので、いろいろと補すべき点は不十分でありましたけれども、一応私どもはこの改正法律案には賛意を表するものであります。

ただこの際希望いたしますことを二点ばかり申し添えたいと思ふのであります。ただいま川野委員からもお述べになりましたが、今度この税の引下げに對しまして私も賛意を表します。一つの大きな原因は、今お話になりました密造酒を正規なルートに乗せるといふねらいが相当にあるといふことで賛成いたしますので、これがほんとうにできますように、政府当局におかれましては、良心的にこの問題と取組んでいただきたいと思ふのであります。もう一つの意味は、ただいまお話がありましたように、配給酒は昨年が十七万六千石、二十八年度はそれよりも減りまして十五万石になつております。これは少々食ひ足りませんので、できるならばこれをふやしていただきたい、こういう希望を申し上げて賛成の意を表するものでございします。

○奥村委員長 平岡常次郎君。

私は日本社会党を代表いたします。ただいま議題となつております酒税法案に對する修正案、並びに修正箇所を除いた政府原案に賛成の意を表するものであります。但し、いささか注文をつけてみたいのであります。

まずこの酒税法案につきまして、この法律案のねらいが、第一に酒税の税率の軽減にある。大家課税の性格の強い酒類消費税といふものが、増石の弊害を多少含みながらも一応約二割を引下げられるといふことは、国民大衆にとりまして福音たることを失わな

い。がゆえに、賛成をいたすのであります。なおまた他面この法律案には、酒納の場合の利子税徴収も規定されてあります。酒税の保全をはかるための証紙制度も採用されておられ、これと関連する規定の整備整合も行われております。こともつけようと思ひます。ただ増石について、一級酒氾濫、二級酒欠乏という弊に陥らぬように特に念を押しておきたいと思ふのであります。それからもつと全体的に見まして、下級酒の税率の引下げられるというやうなことは、この下級酒を用いますところの消費層が担税能力の低い大衆たるにかながみまして、なお一層の徹底的引下げを要望したいのであります。が、國家の歲入的観点もありまして、しかのみならず時間的な問題があります。すなわち審議に手間どりまして、お花見時の大衆の宴に間に合ひかねるであらうことをおそれまして、不備に對しますところの不満は一応収めまして、この改正は後日にまつことといたし、時間的観点から賛意を表するものでございします。

するこの要素をお見忘れないようお願いいたします。私は、政府当局はわが黨のこの時間的配慮を尊重されまして、三月一日より必ずこの法律が実施できるやう、事務当局において推進され、本會議に急速に付議されんことを要望申し上げて、この案に賛意を表明いたしますのであります。

○奥村委員長 佐藤龍次郎君。

○佐藤(龍)委員 日本社会党を代表いたします。ただいま淺香君より發言のありました修正案並びにそれを除いた原案に賛成するものであります。今度の酒税法の改正は非常に歴大なものであります。これが三月一日という非常に期日の迫つてゐる關係で、まだ十分論議の尽せないところがあると存じます。税金の問題その他いろいろの関連がありまして、二、三の不満がありますけれども、賛成をいたすものであります。特に下級酒につきまして、勤労者、中小商業者、農民などにとつて、まだいささか高いきらいがあり

ますので、なお一層下級酒に對しましては大減税をされることを希望いたします。が、まず現在の事情やむを得ざる立場において原案に賛成するものであります。特に先ほども川野委員より言われましたように、密造酒の問題は、これは相當積極的に今後やられて、密造酒のないやうになるまで、ひとつ當局は努力していただきたい、こういう希望をもつて本案に賛成するものであります。

○奥村委員長 坊秀男君。

○坊秀委員 ただいま議題となつております酒税法案に對する修正案並びに修正部分を除く原案に對しまして、同友会を代表いたしまして賛成の意を表するものでございします。申すまでもなく、

租税収入といふものには税率に一定の限界がございまして、この限界を越える税率を課する場合には、かえつて總稅収において減収を來すものであります。が、特に酒税その他の間接税に對してこれがまさしく見られるわけでございします。その意味におきまして、今実施されようといふ酒税法は、税率を引下げることによつて、消費の増を刺激いたしまして、歳入がふえて来るというやうなことに相なつておるやうに見るのでございします。が、歳入の増加が要請されておるときに、これは租税措置としてきわめて機宜な措置だと思ひますので、私は賛成の意を表する次第でございします。

以上でございします。

○奥村委員長 討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず淺香君提出にかかる各派共同提案の修正案より採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(議員起立)

○奥村委員長 起立議員。よつて本修正案は可決されました。次に本修正案の修正部分を除いた原案に賛成の諸君の御起立をお願いします。

(議員起立)

○奥村委員長 起立議員。よつて本案は修正議決されました。なお本案に關する報告書の作成並びに提出手續等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。これをもちつて散會いたします。次會は特に明後二十三日午前十時より開會いたします。

午後四時十九分散會

(參照) 酒税法案(内閣提出)に關する報告書(都合により別冊附録に掲載)

昭和二十八年二月二十五日印刷

昭和二十八年二月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局